

検体検査実施料の新規収載のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成16年12月28日付け「保医発第1228002号」厚生労働省保険局医療課長通知にて、別掲の項目につき検体検査実施料が平成17年1月1日より新規適用されることになりました。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬具

記

「検査実施料」の新規収載

点数区分	検査項目名	検査方法	実施料	判断区分 判断料	備考	注
D012 感染症血清反応						
21	抗クラミジア・ニューモニエ IgM 抗体価精密測定	ELISA 法	180	免疫 144	準備中	* 1
23	尿中肺炎球菌莢膜抗原	免疫クロマト法	200	免疫 144	未実施	* 2

[注]

* 1: 抗クラミジア・ニューモニエ IgM 抗体価精密測定は、区分「D012」感染症血清反応の「21」に準じて算定できる。

「10」のクラミジア・ニューモニエ IgG 抗体価精密測定又はクラミジア・ニューモニエ IgA 抗体価精密測定のうち1項目又は2項目を、抗クラミジア・ニューモニエ IgM 抗体価精密測定と同時に実施した場合は、主たるもののみ算定する。

* 2: 尿中肺炎球菌莢膜抗原は、免疫クロマト法により実施した場合に、区分「D012」感染症血清反応の「23」に準じて算定できる。